

## 第9章 事後調査の内容

### 9-1 事後調査の方針

本事業の実施が、対象事業実施区域及び周辺の環境に及ぼす影響について検討するため、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものと考える。

しかしながら、本事業は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮して施設を整備することを基本方針としており、地域の方々に安心して頂けるように事業者として環境への負荷の低減に向けて実行可能な範囲で取り組むため、事後調査を行う計画である。

本事業は、建設工事請負業者等の決定後に性能発注方式に基づいて詳細な実施計画が行われる。このことから、事後調査の項目は、現段階で設定した予測条件に不確実性を伴っている項目についても考慮に入れて選定するものとする。また、事後調査の結果に基づき、環境の保全及び創造のための適切な措置を講じる必要がある場合には、京都府等の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、事後調査報告書としてとりまとめて京都府へ提出した後、京都府より公告・縦覧されることとなっている。

なお、今後、事後調査の具体的な実施段階では、本事業の建設工事請負業者等の決定後に行われる詳細な計画をふまえた調査内容（数量、地点等）を再度検討する計画である。

### 9-2 事後調査の項目の選定

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表 9-2. 1に示す。

選定した項目は、大気質、騒音、動物、生態系、植物、景観の 6 項目である。

表 9-2.1(1) 事後調査の項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事中			供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	二酸化硫黄					●		工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。 土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、施設運営業者によって環境保全目標値の遵守が担保されている。しかしながら、施設の稼働に伴う影響は、地域の方々の関心が高いことや予測の諸元に不確実性が若干あることを勘案し、一般環境大気質に関する事後調査を実施する。
		浮遊粒子状物質					●		
		窒素酸化物					●		
		ダイオキシン類					●		
		有害物質 (塩化水素、水銀)					●		
	超低周波音及び騒音	粉じん							工事中の造成工事によって一時的に裸地面が出現することによる粉じんの影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。
		騒音						●	
		超低周波音							
		振動	振動						
	水環境	悪臭	悪臭						土地又は工作物の存在及び供用に伴う悪臭の影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。
		水質	水の濁り (SS)						

表 9-2.1(2) 事後調査の項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事中			供用時			事後調査の項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境要素の区分								事後調査の項目の選定・非選定理由	
として調査、予測及び評価されるべき環境要素の良好な状態の保持を旨とする環境要素	地質・土壤環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象						工事の実施に伴う造成等による地形の改変による影響については、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。 また、工事の実施に伴う土壤汚染の影響については、工事に先立ち土壤汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行うことから、事後調査は実施しないこととする。
		土壤	土壤汚染						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系化を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種・注目すべき生息地	● ●						造成等の工事及び建設機械の稼働に伴うオオタカへの影響に対して、環境保全措置を講じる。環境保全措置の効果には不確実性があることから、工事期間中及び工事完了後1年目の事後調査を実施する。 土地又は工作物の存在及び施設の稼働に伴うオオタカへの影響は小さいと予測されたことから、事後調査は実施しないこととする。
	生態系	地域を特徴づける生態系	● ●						
	植物	重要な種及び群落	●						造成等の工事に伴うコクランへの影響に対して、環境保全措置を講じる。環境保全措置の効果には不確実性があることから、事後調査を実施する。 土地又は工作物の存在に伴うコクランへの影響もあると予測されたものの、代償措置により施設の供用時には影響が予測される個体は存在しないことから、事後調査は実施しないこととする。
して、自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨とする調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観				●			土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観への影響については、新たな施設の出現によって一部の眺望景観に変化が生じることを勘案し、事後調査を実施する。 工事中及び供用時の人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないこととする。
	人と自然との活動の触れ合いの場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							

表 9-2.1(3) 事後調査の項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事中			供用時			事後調査の項目の選定・非選定理由
環境要素の区分	造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
	廃棄物							工事中及び供用時の廃棄物等及び温室効果ガスへの影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないこととする。
予測及び評価されるべき環境要素	建設工事に伴う副産物(残土等)							
	温室効果ガス等	温室効果ガス(二酸化炭素等)						

### 9-3 事後調査の手法等

#### 9-3-1 工事の実施

##### (1) 動物・生態系（オオタカ）

###### 1) 調査目的

オオタカについて、工事の実施時における繁殖状況を把握するため、事後調査を計画する。

###### 2) 調査対象

調査対象は、オオタカとする。

###### 3) 調査方法

調査方法は、定点調査及びビデオカメラ撮影によるものとする。

###### 4) 調査地点

調査地点は、対象事業実施区域周辺半径 1 km範囲内の 3 定点とする。

###### 5) 調査期間等

調査期間は、工事期間中の繁殖期及び工事完了後 1 年目の繁殖期とする。

##### (2) 植物（コクラン）

###### 1) 調査目的

コクランについて、工事の実施時における生育状況を把握するため、事後調査を計画する。

###### 2) 調査対象

調査対象は、コクランとする。

###### 3) 調査方法

調査方法は、踏査による個体数及び生育状況の記録とする。

###### 4) 調査地点

調査地点は、コクランの移植場所とする。

###### 5) 調査期間等

調査期間は、工事期間中の開花期に 1 回とする。

### 9-3-2 土地又は工作物の存在及び供用

#### (1) 大気質

##### 1) 調査目的

大気質については、施設の稼働後における一般環境大気質の状況を把握するため、事後調査を計画する。

##### 2) 調査対象

調査対象は、環境影響評価に係る調査、予測及び評価で対象とした二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の6物質とする。

##### 3) 調査方法

調査方法は、環境影響評価に係る調査で実施した方法と実行可能な範囲で同一のものとする。

##### 4) 調査地点

調査地点は、環境影響評価に係る調査で実施した一般環境大気質調査地点4地点(A 2～A 5)と実行可能な範囲で同一のものとする。調査地点の概要を表 9-3. 1に示す。

表 9-3. 1 事後調査地点（一般環境大気質）

地点	位置	概要
A 2	たきぎ 薪 小学校	
A 3	田辺公園	一般環境大気質調査地点 ：住居の用に供されている場所（住居地等）の近傍
A 4	ふげんじ 普賢寺浄水場	
A 5	そうや 宗谷公園	

##### 5) 調査期間等

調査期間は、施設の稼働が定常状態となった時期において2季に各季1週間(7日間)とする。

#### (2) 騒音

##### 1) 調査目的

騒音については、施設の稼働後における道路交通騒音の状況を把握するため、事後調査を計画する。

##### 2) 調査対象

調査対象は、環境影響評価に係る調査、予測及び評価で対象とした道路交通騒音とする。

##### 3) 調査方法

調査方法は、環境影響評価に係る調査で実施した方法と実行可能な範囲で同一のものとする。

##### 4) 調査地点

調査地点は、環境影響評価に係る調査で実施した2地点(N 2、N 3)と実行可能な範囲で同

一のものとする。調査地点の概要を表 9-3. 2に示す。

表 9-3. 2 事後調査地点（道路交通騒音）

地点	位置	概要
N 2	田辺低区配水池	搬入路沿道において住居の用に供されている場所（住居地等）の近傍
N 3	氷室低区配水場	

#### 5) 調査期間等

調査期間は、施設の稼働が定常状態となった時期において 1 季（秋季）に 1 日（24 時間）とする。

#### （3）景観

##### 1) 調査目的

景観については、施設の供用時における眺望景観の状況を把握するため、事後調査を計画する。

##### 2) 調査対象

調査対象は、対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観の状況とする。

##### 3) 調査方法

調査方法は、環境影響評価に係る調査で実施した方法と実行可能な範囲で同一のものとする。

##### 4) 調査地点

調査地点は、環境影響評価に係る調査で実施した対象事業実施区域が視認される 5 地点と実行可能な範囲で同一のものとする。調査地点の概要を表 9-3. 3に示す。

表 9-3. 3 事後調査地点（景観）

地点	名称（位置）	概要
L 1	一休ヶ丘第 5 公園	
L 2	国道 307 号（田辺西インター・チェンジ交差点）	地域の人々が日常的に利用している場等の周辺
L 3	国道 307 号西側（河内峠バス停）	
L 4	国道 307 号沿道店舗（馬廻交差点）	景観となる地点
L 5	枚方市東部公園	

#### 5) 調査期間等

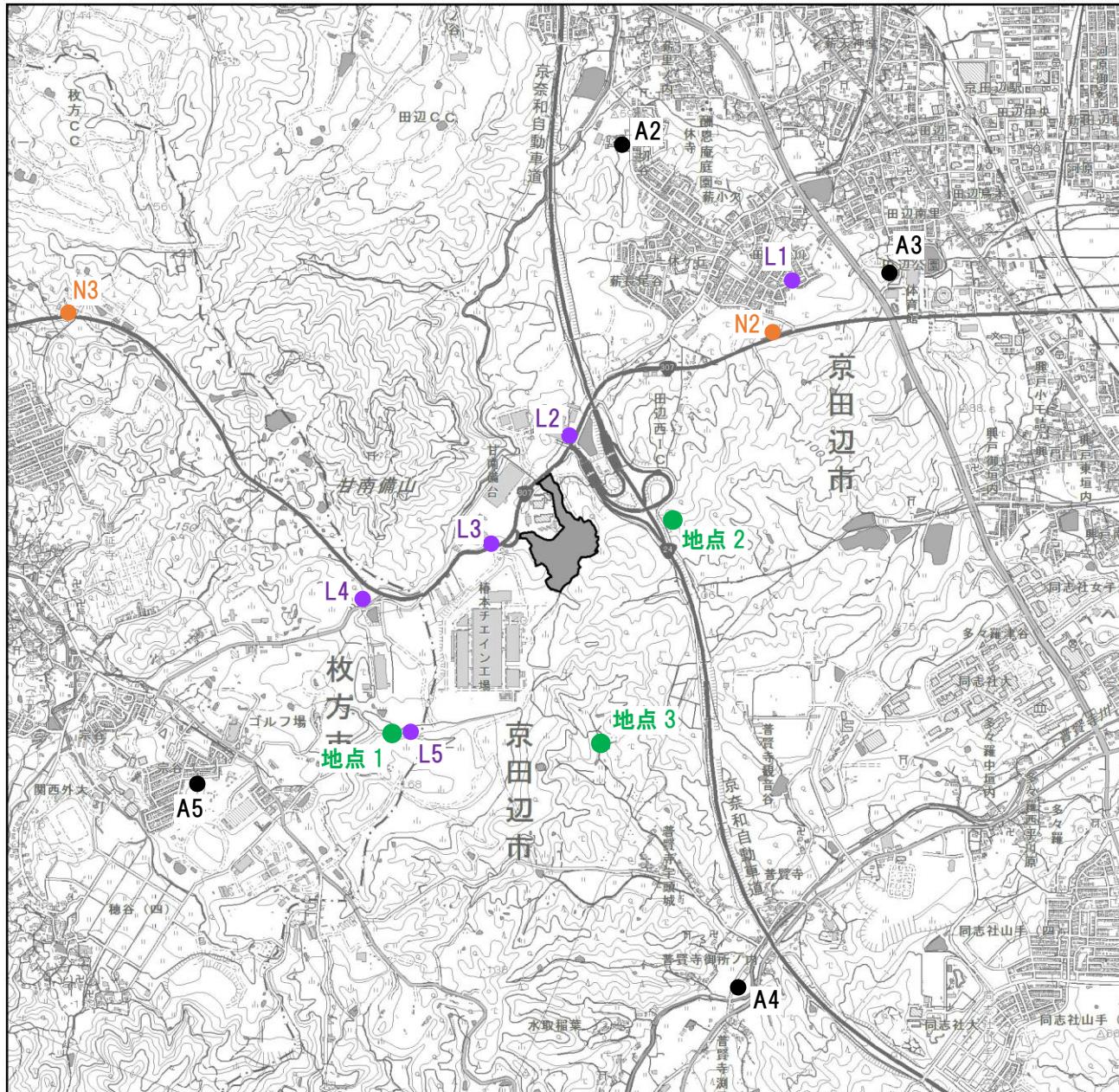
調査期間は、施設の稼働が定常状態となった時期において 2 季（着葉季及び落葉季）の実施とする。

### 9-3-3 まとめ

事後調査の概要及び調査地点をまとめたものを表 9-3.4に、事後調査地点位置図を図 9-3.1に示す。

表 9-3.4 事後調査の概要（案）

調査項目	調査対象		調査方法	調査地域 ・地点	調査時期等	
					調査時期	調査回数
工事中	動物	動物及び生態系の状況	オオタカ	定点調査及びビデオカメラ撮影	対象事業実施区域周辺半径 1 km範囲内の 3 定点	工事期間中の繁殖期
	生態系					工事完了後 1 年目の繁殖期
供用時	植物	植物の状況	コクラン	踏査による個体数及び生育状況の記録	コクランの移植場所	工事期間中の開花期
	大気質	一般環境大気質の状況	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域周辺（4 地点）	施設の稼働が定常となる時期
			ダイオキシン類	サンプリング分析		2 季×7 日間（1 時間値）
			塩化水素、水銀		2 季×7 日間（1 検体／季）	
	騒音	道路交通騒音の状況	道路交通騒音	騒音計の設置による自動連続測定	施設利用車両が通過する搬入路沿道（2 地点）	施設の稼働が定常となる時期
	景観	眺望景観の状況	対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観の状況	デジタルカメラを用いて調査地点から対象事業実施区域方向を撮影	対象事業実施区域が認される 5 地点	施設の稼働が定常となる時期
						2 季（着葉季及び落葉季）



#### 凡 例

- 対象事業実施区域
- 一般環境大気質 (A2～A5)
- 道路交通騒音 (N2、N3)
- 才才タ力 (地点1～地点3)
- 景観 (L1～L5)

1:25,000  
0 0.25 0.5 1 km  
N

図 9-3.1 事後調査地点位置図

